

見附市告示第60号

見附市地方就職学生支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市地方就職学生支援金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市地方就職学生支援金交付要綱（令和6年見附市告示第134号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新潟県移住支援事業」という。）の次に「及び市が独自に実施する見附市地方就職学生支援事業（以下「見附市地方就職学生支援事業」という。）」を加え、「東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）」を「県外」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「に掲げる区分に応じ当該各号」及び「又は半額」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 虚偽の申請等をしたとき。
- (2) 在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合であって、申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかったとき。
- (3) 在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合であって、申請から1年以内に見附市に転入しなかったとき（ただし、申請時に既に見附市に住民票がある場合を除く）。
- (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞したとき（ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く）。
- (5) 見附市への申請日、転入日又は要件を満たす法人等への就業開始日のいずれか遅い日から1年以内で見附市から転出したとき。

第7条を第8条とする。

第6条中「、新潟県移住支援事業」の次に「及び見附市地方就職学生支援事業」を加え、「対し新潟県移住支援事業」を「対しこれらの事業」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1号中キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）

第4条を第5条とする。

第3条第1号ア中「全て」を「いずれか」に改め、同号ア（ア）及び（イ）を次のように改める。

（ア） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年の国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。）を除く。以下同じ。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

b 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

（イ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 大学又は大学院に在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

b 大学等の卒業・修了年度において、県外に継続して在住していること。

c 第4条第1号ア（ア）に定める移住元要件に該当しないこと。

第3条第1号イ（エ）を次のように改める。

（エ） 卒業後に第4条第2号の要件を満たす法人等に就職し、支援金の申請日から1年以上、見附市に継続して居住する意思を有していること。た

だし、在学中に交通費を申請する場合は、転入日（住民票を移さずに転入していた者については就業開始日）から1年以上、見附市に継続して居住する意思を有していること。

第3条第2号ア中「所在企業等」を「所在する法人等」に改め、同号イ（ア）中「週」を「原則として、週」に改め、同号イ（イ）を次のように改める。

（イ） 当該地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。

第3条第2号イに次のように加える。

（ウ） 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

（エ） 在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

第3条を第4条とする。

第2条第1号中「東京までの往復交通費」を「補助対象経費」に改め、同条第2号ただし書を次のように改める。

ただし、国、都道府県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の補助金の交付を別途受けている場合は、その経費を補助対象外とする。

第2条第2号後段を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（補助対象経費）

第2条 補助の条件及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

就職活動等に係る経費（交通費）

区分	補助対象経費
第4条（1）ア（ア）に該当する者	東京から採用活動地までの間における、往復交通費の実費
第4条（1）ア（イ）に該当する者	自宅から採用活動地までの往復交通費の実費

移住に係る経費（移転費）

区分	補助対象経費
第4条(1)ア(ア)に該当する者	見附市への移住に際して要した移転費の実費
第4条(1)ア(イ)に該当する者	見附市への移住に際して要した移転費の実費

備考 原則として、出発地及び帰着地は自宅とし、経路は、経済的かつ合理的と認められるものであること。ただし、市長が認める場合はその限りではない。

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）*

別紙1「見附市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「地方就職学生支援事業に係る個人情報情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
卒業後、上記内定法人に就職し、見附市に移住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
申請日から1年以上継続して、見附市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
該当する経費について、新潟県が実施する「U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業」の申請状況		A. 申請していない		B. 申請している

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、見附市地方就職学生支援金の支給対象となりません。

※添付書類

【必ず必要な書類等】

- ①別紙1（誓約事項）、別紙2（個人情報取扱）
- ②卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）
- ③就職活動等に係る経費（交通費）の領収書
- ④写真付き身分証明書の写し
- ⑤振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑥移住元の住所を確認できる書類（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ⑦移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）
- ⑧在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印すること。）又は卒業・修了証明書）（在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合のみ）

管理コード（新潟県及び見附市使用欄）	
--------------------	--

様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号の2（第5条関係）

（あて先）見附市長

申請年月日 年 月 日

見附市地方就職学生支援金交付申請書

見附市地方就職学生支援金交付要綱第5条の規定に基づき、見附市地方就職学生支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 勤務先法人

勤務先	法人名	
	所在地	
就業開始日	年 月 日	

3 移転内容

日付	移住元（県外）	移住先	費用 ^{*1}

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（見附市）に元からある（移動させていない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※3

別紙1「見附市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「地方就職学生支援事業に係る個人情報取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
卒業後、上記内定企業に就職し、見附市に移住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
申請日から1年以上継続して、見附市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	A. 該当する	B. 該当しない

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、見附市地方就職学生支援金の支給対象となりません。

※添付書類

【必ず必要な書類等】

- ①別紙1（誓約事項）、別紙2（個人情報取扱）
- ②卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）
- ③移住に係る経費（移転費）の領収書
- ④写真付き身分証明書の写し
- ⑤振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑥移住元の住所を確認できる書類（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ⑦移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）

管理コード（新潟県及び見附市使用欄）	
--------------------	--

様式第1号別紙1を次のように改める。

(様式第1号別紙1)

見附市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び見附市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、見附市地方就職学生支援金交付要綱第8条の規定に基づき、見附市地方就職学生支援金の全額を返還します。
 - (1) 見附市地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) (在学中に就職活動に係る経費(交通費)を申請する場合)
見附市地方就職学生支援金の申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) (在学中に就職活動に係る経費(交通費)を申請する場合)
見附市地方就職学生支援金の申請から1年以内に見附市に転入しなかった場合：全額(ただし、申請時に既に見附市に住民票がある場合を除く)
 - (4) 就業開始日から1年以内に見附市地方就職学生支援金の要件を満たす就業先を辞した場合：全額(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く。)
 - (5) 見附市への申請日、転入日又は要件を満たす法人等への就業開始日のいずれか遅い日から1年以内で見附市から転出した場合：全額
- 3 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される見附市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）見附市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（見附市地方就職学生支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
移住先地域内での 就業の有無	該当する場合はチェックを付けてください。* <input type="checkbox"/> 新潟県内の事業所に就業している（予定も含む）
対象経費の支援	該当する場合はチェックを付けてください。* <input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない <input type="checkbox"/> 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

※就職活動等に係る交通費支援を申請する場合のみご記入ください。

採用活動日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所
	(※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	該当する場合はチェックを付けてください。 [※] <input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない

※見附市地方就職学生支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び見附市の求めに応じて、新潟県及び見附市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

見附市長

新潟県移住・就業等支援事業に係る見附市地方就職学生支援金の交付決定通知書

見附市地方就職学生支援金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり見附市地方就職学生支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

見附市地方就職学生支援金 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※見附市地方就職学生支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 見附市は、見附市地方就職学生支援金交付要綱第8条の規定に基づき、以下の場合には、見附市地方就職学生支援金の全額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・（在学中に就職活動に係る経費（交通費）を申請する場合）
申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
- ・（在学中に就職活動に係る経費（交通費）を申請する場合）
申請から1年以内に見附市に転入しなかった場合：全額
（ただし、申請時に既に見附市に住民票がある場合を除く）
- ・就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合：全額
（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く。）
- ・見附市への申請日、転入日又は要件を満たす法人等への就業開始日のいずれか遅い日から1年以内で見附市から転出した場合：全額

2 見附市は、見附市地方就職学生支援金交付要綱第7条の規定に基づき、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関

係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の見附市地方就職学生支援金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後に転入した者に適用し、同日前に転入した者については、従前の例による。ただし、第3条第2号及び第4条第1号ア（イ）の規定は、同日前に転入した者にも適用する。
- 3 前項の「転入」は、第3条第1号の就職活動に係る経費（交通費）については、「就職先企業に内定」と読み替えるものとする。